

③ 収入が減少した世帯は申請により国民健康保険税の減免を受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入・給与収入などが前年より一定程度減少した世帯に対して、国民健康保険税(国保税)の減免を実施しています。

【全額免除】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯

【所得に応じて減免】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の要件全てに該当する世帯

要件

- ・世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金・損害賠償等による補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の30%以上であること
- ・世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※なお、次の場合は、今回の措置による減免の対象にはなりません。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響ではないことが明らかな場合(例：懲戒解雇や昨年中の離職が主な原因となって収入減少したことが明らかな場合等)
- ・現在非自発的失業者(倒産・解雇等の理由で離職され雇用保険を受給された者)の国保税軽減制度の対象になっている場合
- ・世帯の主たる生計維持者の減免を受けようとする前年の事業所得が0円以下であった場合

減免の対象となる国保税

- ・令和元年度国民健康保険税のうち令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの
- ・令和2年度国民健康保険税

申請に必要な書類

国民健康保険税減免申請書(様式第1号)、事業収入等申告書(様式第2号)または給与証明書(様式第3号)、現年(令和2年1月～提出時点まで)の収入を証する書類、前年の収入を証する書類(確定申告書・源泉徴収票)、診断書(主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯のみ)、その他事実を確認できる書類、国民健康保険の資格確認ができるもの(保険証)、申請者の本人確認ができるもの(運転免許証・マイナンバーカード等)

※上記様式第1～3号は窓口で配布または市のホームページよりダウンロードできます。手続きについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送での申請をお勧めします。

申請期間 令和3年3月31日まで

申 8月31日(月)まで：友部公民館1階創作室 平日午前9時から午後5時まで

※9月以降は本所保険年金課窓口で受け付けます。

問 保険年金課(内線139)

④ インターネットで笠間焼が購入できます

笠間焼協同組合では、ご自宅で気軽に笠間焼を見て購入できるオンラインストア「かさまうつわ商店」をオープンしています。8月30日までの期間限定販売ですので、笠間の陶炎祭のような雰囲気ウェブ上でお楽しみください。

オンラインストア HP <http://kasamayaki.online>

申・問 笠間焼協同組合 Tel 0296-73-0058



かさまうつわ商店

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>

③ページ
2020-0806